

山梨県地域保健医療計画案の概要

医療法の改正(H18.6)

国(厚生労働省) 基本方針の策定を義務化(第30条の3)
 県 基本方針に則して、かつ地域の実情に応じて医療計画を策定(第30条の4)

医療提供体制の確保に関する基本方針 (H19.3.30厚生労働省告示70号)

医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

地域の実情を反映

山梨県地域保健医療計画案

計画策定の趣旨

医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画として策定
 本県の保健医療施策の指針となる計画として策定

計画の性格

医療法の規定に基づく医療計画であるとともに、介護保険事業支援計画、健康増進計画及び医療費適正化計画等の関連する計画との調和を図った計画

基本理念

県民がいつでも安心して、必要な保健医療サービスを受けられる体制を確保する。

計画の特徴

主要な疾病・事業ごとの医療連携体制を整理し、それぞれの医療機能を担う医療施設名を具体的に明示する。

指標を設定し、達成状況の評価・分析を行う。

計画の期間

平成20年度～平成24年度(5か年)

山梨県地域保健医療計画の構成

計画の基本的事項及び本県の保健と医療の現況

第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の経緯、趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 医療計画の位置づけ
- 第4節 医療計画の期間

第2章 保健医療提供体制の状況

- 第1節 保健と医療の現況
- 第2節 医療圏の設定と基準病床数

保健医療施策の方向

第3章 人材の確保と資質の向上

- 第1節 医師
- 第2節 歯科医師
- 第3節 薬剤師
- 第4節 看護職員
- 第5節 管理栄養士・栄養士
- 第6節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- 第7節 歯科衛生士・歯科技工士
- 第8節 その他の保健医療従事者
- 第9節 介護サービス従事者

第4章 地域医療提供体制の整備

- 第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制
- 第2節 医療機関の機能分担と連携
- 第3節 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
- 第4節 医療安全・医療相談

第5章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み

- 第1節 健康づくり
- 第2節 高齢者保健福祉
- 第3節 障害者保健福祉
- 第4節 母子保健福祉
- 第5節 学校保健
- 第6節 産業保健
- 第7節 保健、医療、福祉の総合的な連携を推進する施設

第6章 安全で衛生的な生活環境の整備

- 第1節 健康危機管理体制
- 第2節 医薬品等の安全確保
- 第3節 薬物乱用防止対策
- 第4節 食品の安全衛生対策
- 第5節 生活衛生対策

計画の進行管理及び医療圏別計画

第7章 計画の推進方策と進行管理

- 第1節 医療計画の周知
- 第2節 計画の推進体制
- 第3節 主な数値目標等
- 第4節 計画の進行管理

第8章 医療圏別保健医療計画

- 第1節 中北医療圏
- 第2節 峡東医療圏
- 第3節 峡南医療圏
- 第4節 富士・東部医療圏

